

令和4年度 大潟こども園保育料・給食費について

1. 保育料の算定について

令和元年10月の制度改正により、3歳以上のお子さんの保育料が無償化されました。

2歳児までは、一部を除き従来どおりの保育料となります。保育料は、世帯の市町村民税所得割額の合算で算定され、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。



※世帯の認定について

保育料階層区分の判定にあたっては、生計を一にする世帯の合算となりますので、保護者及び同居する祖父母等の税額が合算されます。また、別居であっても、実質的に家計の主宰者となる親族がいる場合は、その方の税額も合算し算定します。

2. 保育料基準額（3号保育認定子どものみ）

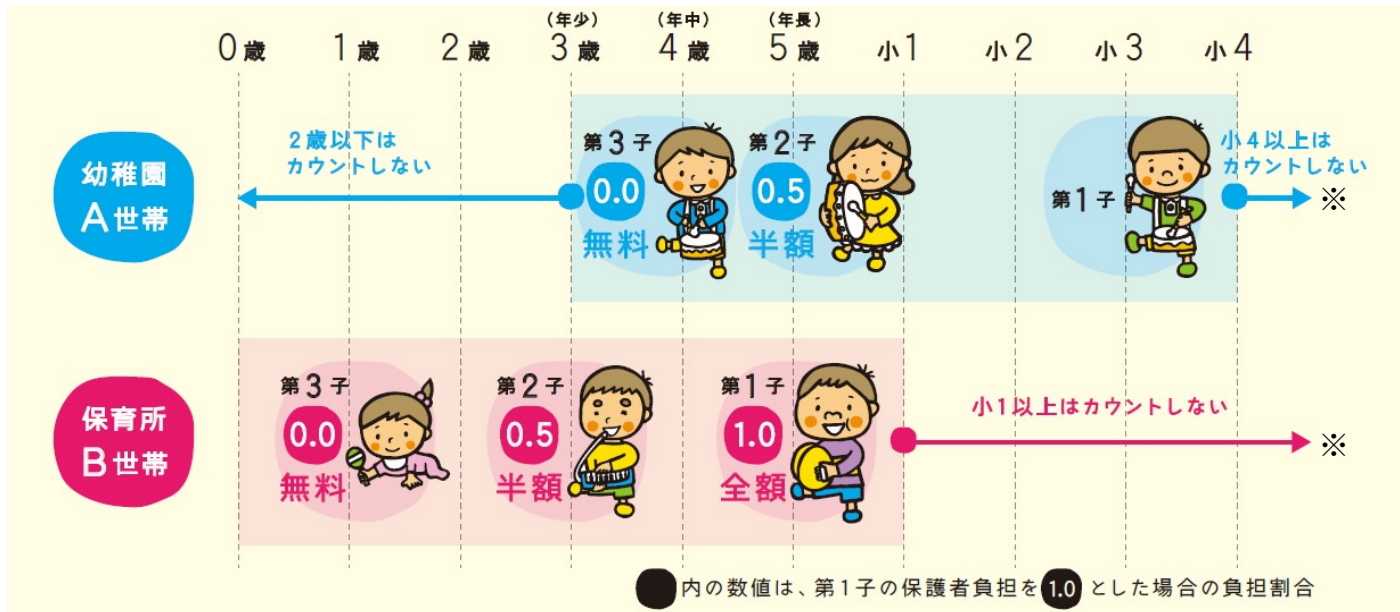
世帯の階層区分		保育料基準月額（国基準額の半額）	
		3歳未満（3号）	
階層	定義	標準時間	短時間
第1	生活保護世帯	0円	0円
第2	村民税非課税世帯	0円	0円
第3	所得割課税額 48,600円未満	9,750円	9,650円
第4	所得割課税額 97,000円未満	15,000円	14,800円
第5	所得割課税額 169,000円未満	22,250円	21,950円
第6	所得割課税額 301,000円未満	30,500円	30,050円
第7	所得割課税額 397,000円未満	40,000円	39,400円
第8	所得割課税額 397,000円以上	52,000円	51,200円

3. 給食費基準額（1号・2号認定子どものみ）

1号認定子ども		2号認定子ども		給食費 （1食あたり）
階層	定義	階層	定義	
第1	生活保護世帯	第1	生活保護世帯	0円
第2	非課税世帯	第2	非課税世帯	
		第3	48,600円未満	
第3	77,100円以下	第4①	77,100円以下	
第4	211,200円以下	第4②	97,000円未満	224円 （助成後112円）
		第5	169,000円未満	
第5	211,201円以上	第6	301,000円未満	
		第7	397,000円未満	
		第8	397,000円以上	

4. 多子世帯の保育料の軽減〔国〕

幼稚園や保育園をきょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。



- 1号**：年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- 2号**：小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※平成28年度より、年収約360万円未満相当世帯では年齢制限が撤廃されました。

5. すこやか子育て支援事業〔県・村〕

すこやか子育て支援事業は、秋田県が独自に実施している事業で、県と村が対象経費を負担することにより、保護者の方々の負担する保育料を軽減する制度です。

認定区分		階層区分	助成率
3号認定（保育）		第3階層	保育料基準額 1 / 2
		第4階層・第5階層	保育料基準額 1 / 4
副食費	1号認定	第4階層・第5階層	副食費 1 / 2
	2号認定	第4階層②～第8階層	

6. 第2子無料化〔県〕

平成28年4月2日以降に第3子が生まれた場合、第2子の保育料が無料になります。※
平成30年4月2日以降に第2子が生まれた場合、第2子の保育料が無料 or 半額になります。※
※所得制限あり

7. 第3子無料化〔村〕

上記「多子世帯の保育料の軽減〔国〕」の村単独拡大事業として、18歳以下の子どもが3人以上いる場合は、第3子以降お子さんの保育料・給食費が無料になります。（所得制限なし）

【問い合わせ】

大潟村教育委員会 TEL 45-3240